

月報 平成27年 10月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

8月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は149人で、前年同月比で一般が6.0%増、パートは53.6%増で、全体では16.4%の増加となった。
- ・月間有効求職者数は791人で、前年同月比で5.6%の減少となった。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数は279人で、前年同月比で一般求人が1.3%増、パート求人は70.0%増となり、全体として22.4%の増加となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して、製造業、卸売・小売業などが大幅増加したものの、飲食店・宿泊業、医療・福祉などで減少となった。
- ・月間有効求人数は824人で、前年同月比で7.6%の増加となった。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数は減少、有効求人数は増加し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.13ポイント高い1.04倍となった。
なお、パートを除く一般の有効求人倍率は0.95倍、パートの有効求人倍率は1.27倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成27年8月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	149	▲ 1.3	16.4	
	うち男	74	5.7	12.1	
	うち女	75	▲ 7.4	23.0	
	年齢別	～44歳	90	▲ 2.2	42.9
		45～54歳	23	▲ 14.8	▲ 28.1
		55歳～	36	12.5	9.1
	月間有効求職者数	791	▲ 2.7	▲ 5.6	
	うち男	415	▲ 1.7	▲ 2.1	
	うち女	376	▲ 3.6	▲ 8.3	
	年齢別	～44歳	407	▲ 0.7	▲ 1.2
		45～54歳	136	▲ 4.9	▲ 20.9
		55歳～	248	▲ 4.6	▲ 2.4
求 人 関 係	新規求人数	279	▲ 2.8	22.4	
	主要産業別	建設業	42	27.3	▲ 4.5
		製造業	40	▲ 18.4	233.3
		卸売・小売業	72	227.3	166.7
		飲食店・宿泊業	40	▲ 32.2	▲ 14.9
		医療・福祉	40	▲ 32.2	▲ 36.5
月間有効求人数	824	▲ 4.3	7.6		
就 職 関 係	紹介件数	225	▲ 15.4	9.8	
	うち男	134	▲ 16.8	10.7	
	うち女	91	▲ 13.3	8.3	
	就職件数	68	▲ 13.9	13.3	
	うち男	32	▲ 34.7	▲ 3.0	
	うち女	36	20.0	38.5	

(パートを含む)

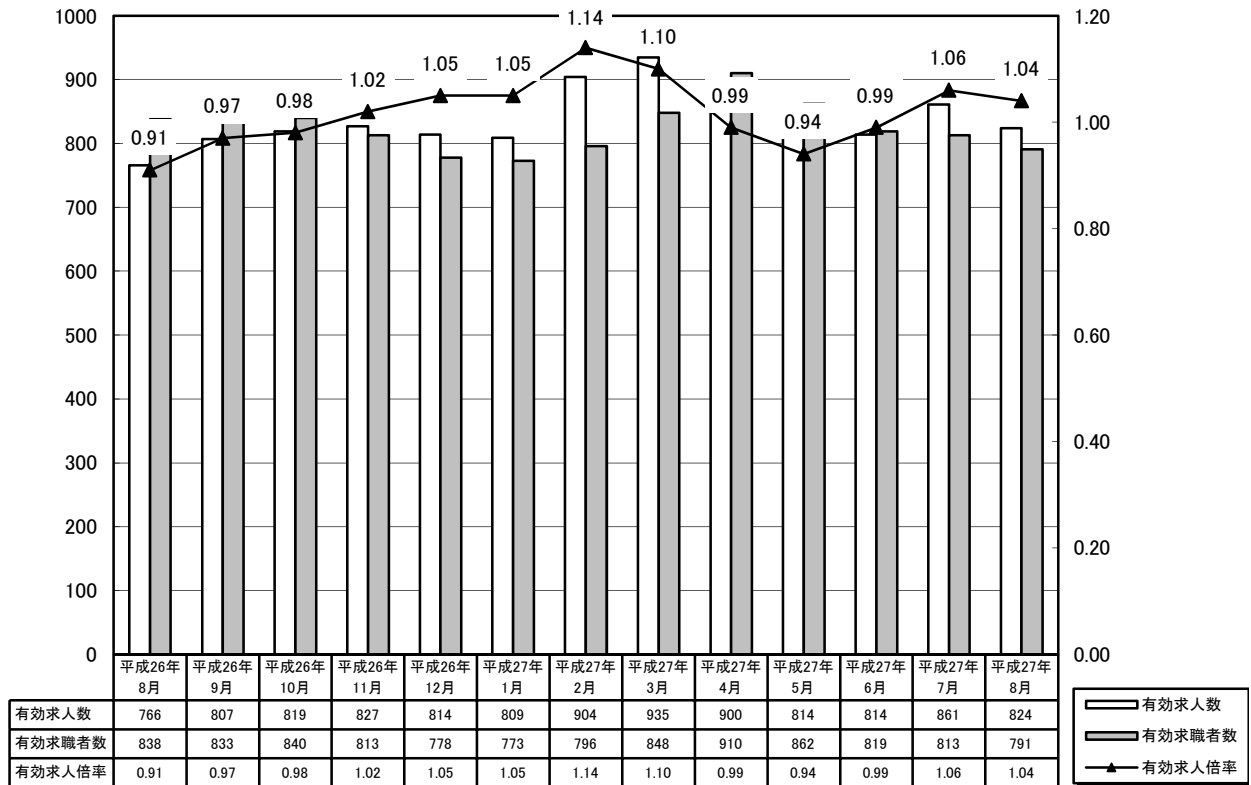
雇用保険取扱状況 平成27年8月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	792	792	782	
	資 格 取 得 者 数	119	109	88	
	資 格 喪 失 者 数	116	91	118	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,120	11,123	10,907	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	48	48	51
		受給者実人員	172	169	214
		支給金額(千円)	17,687	18,995	24,452
	高齢	受給者数	7	2	2
		支給金額(千円)	1,354	571	277
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手 当	支 給 人 員	16	9	14
		支給金額(千円)	6,035	3,175	4,566

労働市場の動き（平成27年8月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



事業主のみなさま、労働保険の加入手続きはお済みですか？

～ 11月は労働保険適用促進強化期間です ～

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

労働保険は、労働者が安心して働ける職場作りと、安定した事業経営に欠かせない国が直接管掌する保険制度です。

労働保険のうち労災保険は、労働者の方が業務上又は通勤途上の災害により被災した場合に、療養等に対する給付や社会復帰のための援助を行う制度です。

雇用保険は、労働者の方が失業した場合に再就職のための給付を行うほか、失業の予防及び高齢者や障害を持つ方など就職が困難な型の雇用の促進を図るための援助を行う制度です。

アルバイトやパートタイム労働者を雇用する場合にも労働保険に加入していただく必要があります。

詳しくは、ハローワーク白石（TEL 0224-25-3107）・大河原労働基準監督署（0224-53-2154）又は宮城労働局労働保険徴収課（022-299-8842）へお問い合わせください。

(事業主の方へ)

平成27年10月1日から

「特定就職困難者雇用開発助成金」の支給要件を変更します

「特定就職困難者雇用開発助成金」は、平成27年10月1日から、下記のように支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

離職割合要件の追加 平成27年10月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合

過去にこの助成金を受給した事業所で、助成金の対象となった労働者の離職割合が高い場合（以下の要件①または②のいずれかに該当する場合）、新たな対象労働者の雇入れについて、この助成金を受けることはできません。

<要件①> 雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※1内に雇入れ日から起算して1年を経過する日（＝確認日A）がある人が5人以上いる場合で、その確認日A時点での離職割合※2が50%を超えていること

※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 離職割合（％）＝（確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人）÷（確認日Aが基準期間内にある人）

<要件②> 助成対象期間終了1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※1内に助成対象期間※2の末日の翌日から起算して1年を経過する日（＝確認日B）※3がある人が5人以上いる場合で、その確認日B時点での離職割合※4が50%を超えている場合

※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間とする

※3 助成対象期間が3年の者の場合は、確認日Bを「助成対象期間の末日の翌日」とする

※4 離職割合（％）＝（確認日Bが基準期間内にある人のうち確認日B時点で離職している人）÷（確認日Bが基準期間内にある人）

「高年齢者雇用開発特別奨励金」 「被災者雇用開発助成金」の支給要件を変更します

「高年齢者雇用開発特別奨励金」「被災者雇用開発助成金」は、平成27年10月1日から、下記のように支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

離職割合要件の追加 平成27年10月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合

過去にこの助成金を受給した事業所で、助成金の対象となった労働者の離職割合が高い場合（以下の要件に該当する場合）、新たな対象労働者の雇入れについて、この助成金を受けることはできません。

<要件> 雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※1内に雇入れ日から起算して1年を経過する日（＝確認日A）がある人が5人以上いる場合で、その確認日A時点での離職割合※2が50%を超えていること

※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 離職割合（％）＝（確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人）÷（確認日Aが基準期間内にある人）

<注意事項>

- ▶「離職」には原則、理由を問わず、すべての離職を含みますが、対象労働者の死亡、天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇、同一事業所に継続して2年以上雇用され、かつ65歳以上の年齢で離職した人などは除きます。
- ▶離職割合要件の確認に当たって、関係書類の提出を求める場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ▶「特定就職困難者雇用開発助成金」、「高年齢者雇用開発特別奨励金」、「被災者雇用開発助成金」のいずれかで離職割合要件に該当する場合は、この3つの助成金の新たな対象労働者の雇入れについて不支給となります。
- ▶助成金の受給に当たっては、このほか、各種要件があります。ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局（職業安定部）にお問い合わせください。